

平成28年11月24日

豪雪時における車両移動訓練を行います！

～災害対策基本法改正を踏まえた冬期の放置車両等の移動訓練を実施～

留萌開発建設部では、平成26年11月の災害対策基本法の改正を踏まえ、大規模地震や大雪等の災害発生時に緊急車両の通行ルートを確認することを目的とする放置車両の移動訓練を下記のとおり行います。

記

- 日 時 平成28年11月30日（水） 9：30～10：30
（荒天等により延期する場合があります。）
- 場 所 留萌開発建設部 羽幌道路事務所 構内
苫前郡羽幌町栄町57番地の2（別紙-1）
- 参加予定者 留萌開発建設部、道路防災エキスパート及び年間維持業者
※道路防災エキスパートとは、道路管理について専門的な知識を持ち、道路情報の迅速な収集・通報の支援活動を自主的又は要請を受けてボランティアで行う方です。
- その他 荒天等により延期する場合は、当部からお知らせしますので、取材を希望される方は、11月29日（火）までに問合せ先へご連絡ください。

【災害対策基本法の改正】（別紙-2）

災害対策基本法の一部が改正される法律が平成26年11月21日に施行され、これにより、大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることになりました。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

道路防災推進官	しょうじ 庄司	のりよし 宜可	（電話 0164-42-2313）
道路整備保全課 課長	かけだ 掛田	ひろし 浩司	（電話 0164-42-2313）

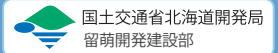
車両移動訓練実施箇所

- ・日時 平成28年11月30日(水) 9:30~10:30
- ・場所 羽幌道路事務所
(苫前郡羽幌町栄町57番地の2)



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

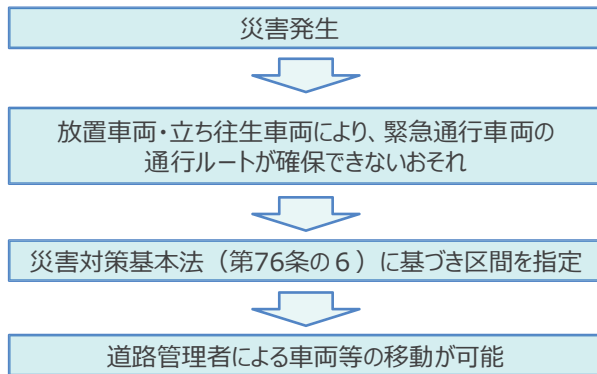


災害対策基本法改正の概要

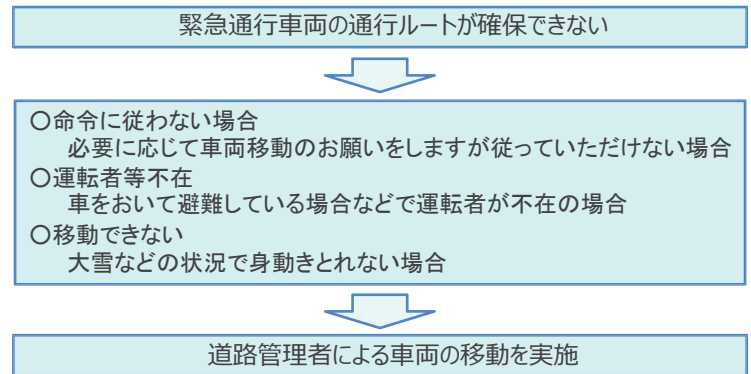
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ

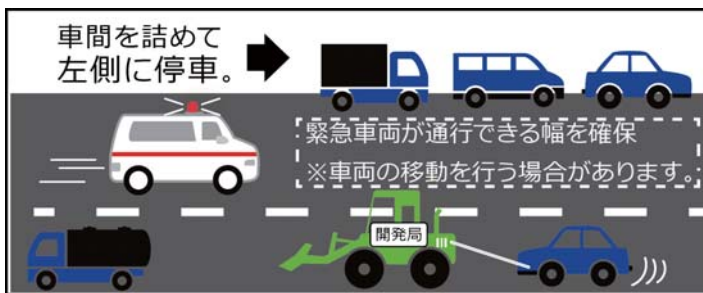


■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急通行車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
 異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。
 ※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
24時間受付
道路緊急ダイヤル
#9910 (全国共通番号)
※通話は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
 パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
 スマホ ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック

北海道地区道路情報

道路規制情報、道路気象情報、道路画像
 情報をWebページで確認
 パソコン▶<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞



除雪車による牽引状況